

# RM&FP NEWS

リスクマネジメント&ファイナンシャル・ラソニング

2004年12月 第19号 By FP Compass

## 1. おかげさまで1周年

昨年の12月3日に有限会社FPコンパスを設立して早1年となりました。

従来から営業していた保険代理店としての活動だけではなく、セミナーやコンサルティングの業務も開始し、法人立ち上げに関わる様々な業務と共に、いそがしい1年間であったと思います。

当社の地道な活動に対し皆様からご支援ご理解を得るようになり、進むべき道に間違いはなかったと確信致しております。おかげさまで何とか1年目を迎えることとなりました。

来年も各種セミナー活動も行いつつ、財務リスクマネジメント手法による、保険ドック®、保険診断サービス、リスクドック®等の各種コンサルティング。そして、県内プロ代理店初となる証券仲介業を開始します。

これまででは保険を使った長期資産形成・運用が中心でしたが、短期・中期の金融商品の提供ができるようになり、総合的な資産形成・運用サービスが提供出来るようになります。

取引証券会社はイチローでおなじみの日興コーディアル証券株式会社です。

株式や、債権、投資信託、リートなど証券会社とほぼ同じ様な業務（一部取扱が出来ない業務もあります）が可能となります。

また、確定拠出年金（日本版401K）の業務を推進すべく、さらにアイエヌジー・プリンシパル・ペンションズ株式会社と業務提携する運びとなりました。企業の確定拠出年金制度の整備、運営そして従来からある適格年金の制度移行問題などに様々な解決策が提供できるものと思います。

## 2. ここがへんたよ日本の保険

先月号では死後の整理資金（葬祭費や墓石・仏壇の購入費など）を準備するに終身保険が効率的だという話をしました。

今回は生命保険の受取に関する事に触れてみたいと思います。

配偶者が1人、子どもが2人の家庭で、ご主人が死亡したという場合で考えてみます。この場合、法定相続人が3人となりますので、法定相続人1名当たり500万円までの非課税枠があります。よって、 $500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$ の非課税枠が得られます。この非課税枠は例え保険金の受取が1名だけであったとしても、法定相続人の総人数分が使用できます。まずは税制上のメリットと言えます。

でも、相続税の対象となる方は少数派と言えますが、意外なところで課税対象となる方もありますので注意が必要です。

会社を経営している家族、不動産などの固定資産を持っている、また、それらの2次相続

者等々課税対象となる場合も考えられます。

いずれの場合にせよ、税軽減効果のみならず、納税資金対策にも効果があります。

それは、前回にも述べてますが、終身タイプの保険であれば、死亡時期に関わらず死

亡すれば必ず保険金の支払い対象となります（受取人の保険金請求手続きは必要です）ので、相続税納税資金が効果的に得ることが出来ます。

よって、相続対策において、1番目に考えられるのが終身保険ではないかと思います。

仕組みが非常に簡単で、誰にでも相応に効果が期待でき、そして対策の見直しも容易にで

きます。また、終身保険を使った場合、資産は少なくとも減少しませんので、安全性も高

くなります。ただし、契約形態等により保険金額より支払保険料が高くなるような契約内容で

は意味が薄れます。

保険金の受取人が保険金を受け取った場合、保険金は受取人の固有の財産となり、死亡し

た被相続人から確実性の高い資産の移転が可能となります。

受取保険金という現金資産があれば相続分割時の代襲相続が簡単かつスムーズに行うこと

ができます。

また、死亡した被相続人がマイナスの財産（負債や連帯保証など）を持っていました場合、特

に被相続人のすべての財産（固定資産、金融資産など）を合わせてもマイナスになった場合、

相続放棄をすることも考えられます。もちろん被相続人名義の自宅も放棄となります。

その場合、生命保険の受取人が配偶者または子どもの場合、先述の通り受取人の固有の財

産となりますので、相続放棄をしたとしても受取保険金は基本的に受取人の財産となります。

それによって、残された家族の生活が保証できる資金の手当となります。

路頭に迷ったり、一家で夜逃げをしなければならないような事態を回避できます。

ただし、受取人も連帯保証人になっていると連帯保証の履行を迫られますので注意が必要

です。

受取保険金は、受取人の固有の財産となりますし、相続税計算上の相続資産に繰り入れら

れますので、非課税枠を超した金額が相続税の対象となります。

しかし、相続税対象となったとしても、死亡保険金額の1/5~1/2程度の総支払い保

険料であれば、それだけでも投資効果は約束されたも同然です。

長い人生は山あり谷ありでどのような人生を歩むかは、予想は難しいです。

生命保険を考えるときに、できるだけ若いうちから老後の資産形成が出来る生命保険の構

築を行うことが、結果的に相続対策をまで自動的に行っていることになります。

目前の保険料を下げるあまり、将来の保険料負担が劇的に増え保険を掛け続けることが困

難となる場合が多く見受けられます。

そして、その割に一生涯に払う保険料の総額が、軽く1,000万円を超えるにもかかわ

らず、キャッシュバリュー（お金の貯まり）は100万円もないような、ほとんど掛け捨て

タイプの契約がほとんどです。

どうせ生命保険に加入するのであれば、長期資産形成と保障を兼ね備え、かつ一生涯の支

払い保険料が1/2以下になる保険を構築した方が誰がみても明らかな違いがでます。

しかし、現実は保険をあまりご理解していない方々が、保険を全く知らない人々に販売し

ている現状では、長期資産形成から相続まで保険の機能を十分活用したプランは作成でき

ていないのがほとんどです。

保険を学ぶ事は大変なことで、多く時間も必要となります。また、価値観が伴わないと時間を作ることはなかなかできません。

そこで、当社では2時間という短い時間ですが、「18歳~45歳までのマナー＆保険講座」を開催しておりますので、何らかのヒントはつかめるものと思います。  
またはこういう考え方をすればよろしいのではないでしょうか。  
「自分が払った保険料の総額より大きい金額を、自分または家族が必ず受け取ることの出来る保険なら入りたい」という感性で考えるだけで、全く変わります。

ただし、年齢的に設計が不可能となることもあります。  
保険会社に投資した以上にリターンを得ないと単なる無駄遣いになるかも知れません。  
最後に、長期資産形成、運用ではインフレリスクにも対応することが必要です。

### 3. 保険DE運用

12月はボーナスの季節です。当社扱い保険会社の商品で運用できるものを紹介します。

#### ☆アリコの『レグルスII』(積立利率変動型個人年金保険：ドル・ユーロ建)

12月1日～15日迄の積立利率はドル建10年もので3.17% (初年度4.17%)

10年後の受取倍率は1.379505倍となります (年平均利回り3.79%)。

ただし、円に換えた場合、為替変動により実際の受取金額は変わります。

いまのところ為替レートは1ドル103円前後の今年度一番の円高基調です。よってドル建運用は為替差益を得る可能性が高くなってきてます。最低保険料1万ドルで100ドル単位。一括受取の場合、一時所得。年金受取の場合、雑所得扱いになります。

#### ☆セコムの『あんしんJリッチ』(積立普通傷害保険)

保険期間は5年で100万円を一時払いして5年後に35,400円の利息が付きます。

年平均利回りは0.8708%となります。最低保険料50万円で50万円単位。

満期時は一時所得扱いになります。

#### ☆ソニーの積立利率変動型終身保険

被保険者の年齢、性別、保険金額により保険料は変わります。

例：60歳女性、保険金額200万円、3年全期全納払。( )内は年平均利回り。

解約返戻金は積立利率の最低保障である2%の場合で表示しております。

保険料1,333,399円 5年後解約返戻金 1,390,000円 (0.84%)

10年後解約返戻金 1,492,000円 (1.19%)

15年後解約返戻金 1,594,000円 (1.30%)

20年後解約返戻金 1,692,000円 (1.34%)

この保険は終身保険ですので、満期はありません、好きなタイミングで自由に解約が出来ます。ただし、5年以内の解約の場合、源泉分離課税となります。5年超の場合一時所得。

上記はあくまで参考資料となりますので、いずれも詳細はパンフレット、契約のしおり・約款、保険設計書を参照して下さい。

#### 4. アンケートの結果をご紹介致します。

11月27日（土）に山形ピッグウイング4階にて「18歳～45歳までのマナー＆保険セミナー」を開催しました。

そこに参加された方々の声をご紹介したいと思います。まず、すべての方が、「このような機会を提供してくれてありがたい、また今後もこのようなセミナーを主催してもらいたい」と前向きな応援をしていただきました。

関心を持たれたセクションでは、長期での資産運用、複利の効果、アセットアロケーション、リスクマトリックス、保険機能を生かした運用、生命保険と多岐に渡りました。

ひとつ貴重なご意見を紹介します。山形市のKNさんは「内容が濃いだけに同じことを何度も繰り返し聞かないとなかなか覚えられないと思います。同じ内容でもまた受けたいと思います。分かっているつもりが一番良くないです。」KNさんありがとうございます。

私の敬愛するジェームス・スキナー（成功の9ステップ著者）も言っています。

「自分の読むべき本や、受けるべきセミナーは1回だけ読んだり、受けたりして分かったつもりでいる人が多い、それでは分からぬというのと同じです。それを何度も読んだり、聞いたりして自分のものにし実行できるまで繰り返すことが大事です。」まさにその通りと思います。

#### 5. 18歳～45歳までのマナー＆保険講座開催

あなたには夢がありますか？…夢がある人だけに幸せがやって来ます…この講座で学び実践するだけで、将来は天と地の差がでます。誰にでもできます。

日 時	1月コース 平成17年 1月15日（土）	午後2時～4時
	2月コース 平成17年 2月12日（土）	午後2時～4時
	3月コース 平成17年 3月26日（土）	午後2時～4時
場 所	（いずれも午後1時30分受付開始） 山形ピッグウイング402号室（4階）	

お申し込みは下記の所まで電話・ファックス・Eメールにてお願いします。

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号をご記入または口頭にて。  
受付後に受講票を郵送致します。受講票は受講時にご持参して下さい。

ご注意：締め切りは各コースの一週間前までとなります。  
今回も受講料は無料ですが、4月以降は有料となりますのでこの機会をお見逃し無く。

発行者

有限会社 FPコンパス 金沢 武田幸夫

〒994-0054 山形県天童市荒谷2589  
TEL 023-654-8831 FAX 023-654-8832

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp